

広島県告示第三百十八号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十一条第四項及び第三十二条第四項の規定による特例措置を採ることができる精神科病院として、次の病院を認定した。

平成二十九年五月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 期 間
府中みくまり病院	安芸郡府中町みくまり三丁目 一番一―号	平成一九年五月一日から 平成三二年三月三十一日まで